



安城市議会議員 石川つばさ通信 NO38

市政レポート

損しますよ！ 公的保険

減免には「申請」が必須



新型コロナの影響で収入減少が見込まれる人・世帯の負担を軽減するため、一定要件を満たした被保険者に対し、公的保険に係る保険料を減免します。要件を満たしていても、申請しないと減免されませんのでご注意ください。

減免措置は国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度で実施されます。いずれも、2020年2月1日から2021年3月31日までの納

期にかかる保険料が対象です。

概要は表の通りですが、詳細な要件については8月号の広報をご覧ください。また、7月15日から市役所本庁舎3階の大会議室に、減免に関する相談窓口を開設します。専用ダイヤルも設置されますので、不明な点はお問い合わせください。

☎0566-76-1451(7月15日～)

表 新型コロナに伴う減免措置の概要

	国民健康保険	介護保険 (65才以上のみ)	後期高齢者医療制度
対象の被保険者 (①、②のいずれか)	①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った ②収入減少が見込まれ、所得要件(※)を全て満たす		
減免割合	2割～10割	8割～10割	2割～10割
見込み対象数	3122世帯	4149人	不明

※所得要件の詳細については、8月号の広報、7月中旬頃発送予定の納税通知書(国保のみ)、相談窓口でご確認ください。

公立園を事業団に移管

さくのこども園など14園対象

市内に27ある公立園(保育園23園、こども園2園、幼稚園2園)の内、約半数にあたる14園が来年度より事業団に移管されることになりました。事業団は新規に設立され、本年中に社会福祉法人の法人認可を目指すとしています。

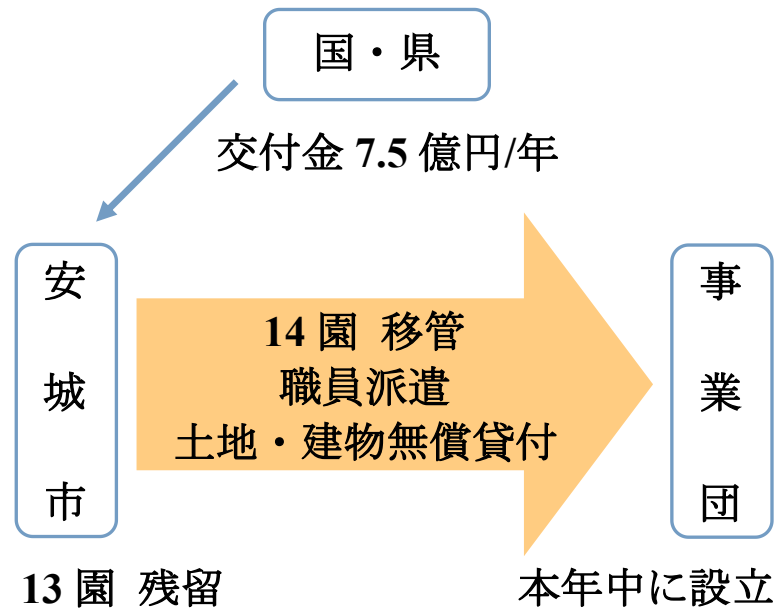
財政的事情

幼保無償化が、昨年10月から始まりました。これにより、安城市は年間3.9億円の負担増を見込んでいます。

こうした財政的な事情から持ち上がったのが、今回の事業団への移管です。移管により、国・県からの交付金を得ることで負担を穴埋めしようという考え方です。同交付金は公共のスリム化を目指す国策に基づいており、公立園のままでは得られない仕組みとなっています。市は、14園を移管することで、年間7.5億円の交付金取得を見込んでいます。



移管される『さくのこども園』



完全民営化は回避 保育環境は維持

昨年来、公立園の在り方に関する議論が本格化する中で、当初は完全に民営化される懸念もありました。しかし、不安視する声が高まったためか、次第に「民営化ではない」と強調されるようになり、最終的に事業団方式という形に収まりました。

市は、これまで公立園で働いてきた職員を事業団に派遣することで、従来と同様の身分を職員に保証するとともに、保育環境を変えないようにすると説明しています。

意外と便利かも？10%指定袋

7月から、レジ袋が有料となりました。環境面での効果が期待される一方、「あ、エコバッグを忘れた！」というシーンも想像されます。

そんな時、10%指定ごみ袋の購入が便利かもしれません。写真の通り、レジ袋と同サイズなので手頃です。レジ袋を宅内のごみ箱で使っていた家庭では、その代わりとしても使えます。



2%ペットボトルが
2本スッポリ

何より市の指定袋なので、可燃ごみの日にそのまま出せ、ごみを増やすことには繋がらないので安心です。

おむつ、園で処分へ

新たに得られる財源を用いたサービス向上として、市は使用済おむつの園での処理を検討していると明らかにしました。これまでは、園で交換したおむつは保護者に持ち帰ってもらっており、衛生面などから不安の声が上がっていました。

保護者への一律のサービスとして、公立園・事業団への移管園に加え、民間園も対象とする方針です。開始時期については、「早期実現のため、今年度策定する実施計画で方向性を明らかにする」としており、来年度からの実施が見込まれます。

ふつうに働いて

PART28

ふつうに生活する

新型コロナの影響によって、休業を余儀なくされている方も多いと思います。会社都合での休業は通常、平均賃金の6割以上の支払いが義務付けられています。

現在はコロナ特例により、中小企業が解雇を伴わずに従業員を休業させた場合、休業手当を10割で支払っても全ての国の雇用調整助成金で穴埋め可能となっています。つまり、企業は負担無く従業員に10割の支給ができるわけですので、この制度を使わない手はありません。

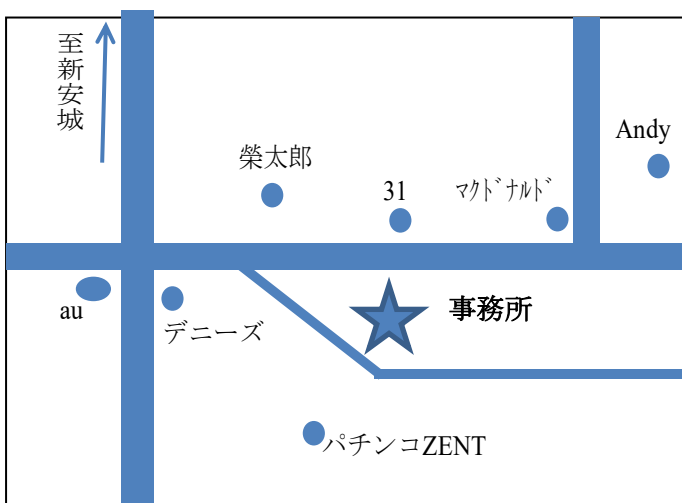
また、解雇を伴う場合には市の補助金の上乗せが可能です

休業手当、10割受け取れていますか？

す。これにより、休業手当を6割で支払っても10割で支払っても、約87%を国・市の補助金で賄えます。

さらに、煩雑とされる申請手続きを社労士に依頼した場合、その報酬を市が負担する制度も設けられています(担当：商工課)。企業としては、費用も手間もかけずに休業手当を手厚くできます。

ただ、労務管理が杜撰な企業では、その発覚を嫌い、こうした補助金の申請を渋ることも考えられます。その割を食い、休業手当がまともに支払われない場合には、石川までご連絡ください。



石川つばさ事務所

安城市住吉町荒曾根 1-245 アワズビル2F 南
電話 0566-98-6932
FAX 0566-98-6931
メール ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp

当事務所では職場・地域の問題や法律の相談も行なっております。お気軽にご相談ください。